

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方の 市税、公共料金の支払いを猶予します

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に生活困窮が生じた方の市税や公共料金の支払いを猶予します。

なお、猶予期間を過ぎた後も、随時支払いの相談に応じます。

○ 猶予する税目等（猶予期間）

1 市税等（1年間）

- (1) 市民税、県民税
- (2) 固定資産税、都市計画税
- (3) 国民健康保険税

2 公共料金（4か月）

水道料金、下水道使用料

問い合わせ

1 は、債権回収課債権回収第一担当 ☎ 0 4 6 3 （ 8 2 ） 5 1 3 4

2 は、営業課料金営業担当 ☎ 0 4 6 3 （ 8 3 ） 2 1 1 1

（料金相談は、上下水道局お客様センター ☎ 0 4 6 3 （ 8 3 ） 2 1 1 2）